

広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第四十一号

##### 広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県総合グラウンド設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に見出しとして「（指定管理者による管理）」を付し、同条第二項第四号中「利用料の徴収」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受」に改める。

第七条第一項中「規則」を「知事」に改める。

第九条の見出しを「（利用料金の納付等）」に改め、同条中「又は」を「及び」に、「広島県総合グラウンド使用料条例（昭和二十三年広島県条例第三十四号）の定めるところにより、使用料」を「指定管理者が別表第一から別表第八までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」に改め、同条に次の二項を加える。

2 利用料金は、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合その他知事が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

第十五条中「規則で」を「知事が」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条第一項第四号中「若しくはこの条例に基づく規則」を「（これに基づく規則その他の規程を含む。）」に改め、同条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

##### （利用料金の減免）

第十条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド及び附属設備の利用料金を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。

- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- 三 療育手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- 五 国、地方公共団体又は障害者団体が障害者等のスポーツの振興を図る行事のために利用するとき。

六 社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために利用するとき。

七 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒又は当該幼稚園の幼児が利用するとき。

八 その他知事が別に定める場合

（利用料金の収入）

第十一条 第九条第一項の規定によりグラウンド及び附属設備を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

別則の次に別表として次の八表を加える。

別表第一（第九条関係）

メインスタジアムの利用料金

専用利用の場合	区分		単位	利用料金の範囲
	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		
	入場料無料の場合		一時間につき	一三、六〇〇円から二五、三〇〇円まで
			半日につき	四〇、八〇〇円から七五、九〇〇円まで
	入場料有料の場合		一日につき	六一、二〇〇円から一一三、九〇〇円まで
			一時間につき	二、五〇〇円から四、七〇〇円まで
	入場料無料の場合		半日につき	七、五〇〇円から一四、〇〇〇円まで
			一日につき	一一、二〇〇円から二一、〇〇〇円まで
	入場料有料の場合		一時間につき	二四、八〇〇円から四六、一〇〇円まで
			半日につき	七四、四〇〇円から一三八、三〇〇円まで

個人利用 の場合	アマチュアスポーツに利用す る場合	入場料無料の場合		一日につき	一一一、六〇〇円から一 〇七、四〇〇円まで
		一時間につき	五、四〇〇円から一〇、 二〇〇円まで	半日につき	一六、三〇〇円から三 〇、四〇〇円まで
		一日につき	二四、五〇〇円から四 五、六〇〇円まで	二時間につき	四〇円から一〇〇円まで

備考

- 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内で利用する場合をいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内で利用する場合をいう。
- 二 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒が利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定めるアマチュアスポーツに利用する場合の利用料金の範囲に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た額の範囲とする。この場合において、乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
  - 1 専用利用の場合で入場料有料のとき 二分の一
  - 2 その他の場合 四分の三
  - 三 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日において利用する場合（アマチュアスポーツに利用する場合で入場料無料のときを除く。）の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲又は二により算定した額の範囲に五分の六を乗じて得た額の範囲とする。この場合において、乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
  - 四 アマチュアスポーツ以外に利用し、かつ、入場料有料の場合において、一回の入場人員が五千人を超えるときは、その超える人員五百人までごとに四千三百円を利用料金に加算する。

別表第二（第九条関係）

野球場の利用料金

専用利用	区分	単位	利用料金の範囲
アマチュア アスポー	入場料有料の場合	一時間につき	一六、八〇〇円から三 一、二〇〇円まで

区		分		単 位		利用料金の範囲	
アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		入場料無料の場合		入場料有料の場合	
				半日につき	一日につき	三〇〇、五〇〇円から九三、九〇〇円まで	五〇、五〇〇円から九三、九〇〇円まで
				一日につき	半日につき	七五、七〇〇円から一四〇、八〇〇円まで	二、〇〇〇円から三、九〇〇円まで
				一日につき	半日につき	六、二〇〇円から一一、六〇〇円まで	六、二〇〇円から一一、六〇〇円まで
				半日につき	一日につき	九、三〇〇円から一七、四〇〇円まで	九、三〇〇円から一七、四〇〇円まで
				一日につき	半日につき	三〇、八〇〇円から五七、三〇〇円まで	三〇、八〇〇円から五七、三〇〇円まで
				半日につき	一日につき	九二、四〇〇円から一七一、八〇〇円まで	九二、四〇〇円から一七一、八〇〇円まで
				一日につき	半日につき	一三八、七〇〇円から二五七、七〇〇円まで	一三八、七〇〇円から二五七、七〇〇円まで
				半日につき	一日につき	四、五〇〇円から八、六〇〇円まで	四、五〇〇円から八、六〇〇円まで
				一日につき	半日につき	一三、七〇〇円から二五、六〇〇円まで	一三、七〇〇円から二五、六〇〇円まで
				半日につき	一日につき	二〇、六〇〇円から三八、四〇〇円まで	二〇、六〇〇円から三八、四〇〇円まで

備考 別表第一の備考一から四までの規定は、この表に準用する。

別表第三（第九条関係）

ラグビー場の利用料金

区		分		単 位		利用料金の範囲	
アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		入場料無料の場合		入場料有料の場合	
				半日につき	一日につき	一〇、二〇〇円から一九、一〇〇円まで	一〇、二〇〇円から一九、一〇〇円まで
				一日につき	半日につき	三〇〇、七〇〇円から五七、二〇〇円まで	三〇〇、七〇〇円から五七、二〇〇円まで
				一日につき	半日につき	四六、一〇〇円から八五、七〇〇円まで	四六、一〇〇円から八五、七〇〇円まで
				半日につき	一日につき	一、九〇〇円から三、六〇〇円まで	一、九〇〇円から三、六〇〇円まで
				半日につき	一日につき	五、八〇〇円から一〇、八〇〇円まで	五、八〇〇円から一〇、八〇〇円まで
				一日につき	半日につき		

		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		入場料無料の場合		入場料有料の場合	
一日につき	八、六〇〇円から一六、二〇〇円まで	一日につき	一八、三〇〇円から三四、一〇〇円まで	一時間につき	四、〇〇〇円から七、五〇〇円まで	半日につき	五五、〇〇〇円から一〇二、三〇〇円まで
半日につき	一二、〇〇〇円から二二、四〇〇円まで	半日につき	八二、五〇〇円から一五三、四〇〇円まで	一時間につき	〇〇円まで	一日につき	一八、〇〇〇円から三三、六〇〇円まで
一日につき	一八、〇〇〇円から三三、六〇〇円まで	一日につき		二時間につき		二時間につき	三〇円から七〇円まで

備考 別表第一の備考一から四までの規定は、この表に準用する。

別表第四（第九条関係）

補助競技場の利用料金

専用利用の場合	区 分		単 位	利用料金の範囲
	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一時間につき	一、三〇〇円から二、六〇〇円まで
			半日につき	四、〇〇〇円から七、六〇〇円まで
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一日につき	六、〇〇〇円から一一、四〇〇円まで
			一日につき	三、二〇〇円から六、二〇〇円まで
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	半日につき	九、八〇〇円から一八、四〇〇円まで
			一日につき	一四、八〇〇円から二七、六〇〇円まで
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合		二時間につき	三〇円から七〇円まで

備考

一 別表第一の備考一の規定は、この表に準用する。

二 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が利用する場合の利用料金の範囲

囲は、この表に定めるアマチュアスポーツに利用する場合の利用料金の範囲に四分の三を乗じて得た額の範囲とする。この場合において、乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第五（第九条関係）

運動場の利用料金

専用利用の場合	区分		単位	利用料金の範囲
	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合		
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一時間につき	九〇〇円から一、八〇〇円まで
			半日につき	二、七〇〇円から五、二〇〇円まで
			一日につき	四、一〇〇円から七、八〇〇円まで
			一時間につき	二、二〇〇円から四、二〇〇円まで
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一日につき	一〇、〇〇〇円から一八、七〇〇円まで
			半日につき	六、六〇〇円から一二、四〇〇円まで
			二時間につき	三〇円から七〇円まで

備考 別表第一の備考一及び別表第四の備考二の規定は、この表に準用する。

別表第六（第九条関係）

トレーニング室の利用料金

専用利用の場合	区分		単位	利用料金の範囲
	専用利用の場合	個人利用の場合		
専用利用の場合	個人利用の場合	個人利用の場合	一時間につき	三五〇円から六七〇円まで
			半日につき	九〇〇円から一、八〇〇円まで
			一日につき	一、四〇〇円から二、七〇〇円まで
			二時間につき	三〇円から七〇円まで

備考

一 別表第一の備考一の規定は、この表に準用する。

二 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が利用する場合の利用料金の範囲

囲は、この表に定める利用料金の範囲に四分の三を乗じて得た額の範囲とする。この場合において、乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第七（第九条関係）

会議室の利用料金

区	分		単 位	利用料金の範囲
	大	小		
会議室	メインスタジアム	大	一時間につき	五六〇円から一、〇六〇円まで
		小	一時間につき	四二〇円から八〇〇円まで
野球場			一時間につき	二一〇円から三九〇円まで
			一時間につき	三五〇円から六七〇円まで
ラグビー場			一時間につき	

別表第八（第九条関係）

附属設備の利用料金

区	分		単 位	利用料金の範囲
	移動式	固定式		
電光掲示盤		移動式	一時間につき	一、八〇〇円から三、五〇〇円まで
		固定式	一時間につき	二、二〇〇円から四、二〇〇円まで
スコアボード			半日につき	六、七〇〇円から一二、六〇〇円まで
			一日につき	九、〇〇〇円から一、九、〇〇〇円まで
			一時間につき	一、〇〇〇円から二、〇〇〇円まで
陸上競技用具			半日につき	三、一〇〇円から五、九〇〇円まで
			一日につき	五、二〇〇円から九、八〇〇円まで
			一時間につき	九、〇〇〇円以内で知事が定める範囲
光波距離計			一式一日につき	一、〇〇〇円から一、九〇〇円まで

録画判定装置	一式一日につき	八〇〇円から一、六〇〇円まで
写真判定装置	一式一日につき	三、一〇〇円から五、八〇〇円まで
トラック競技速報表示器	一式一日につき	二、六〇〇円から五、一〇〇円まで
円盤・ハンマー兼用サークル	一式一日につき	一、三〇〇円から二、六〇〇円まで
拡声装置	一式につき一時間までごとに	四九〇円から九三〇円まで
ストーブ	一個につき一時間までごとに	二一〇円から三九〇円まで
冷暖房設備	一室につき一時間までごとに	四二〇円から八〇〇円まで
シャワー	水の場合	一室につき一時間まで
	湯の場合	一室につき一時間までごとに
広告設備（野球場に限る。）	内野席前部	一平方メートルにつき一年
	外野席前部	一平方メートルにつき一年
電気設備	一キロワットにつき使用時間一時間までごとに	二六〇円以内で知事が定める範囲

備考 別表第一の備考一の規定は、この表に準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（広島県総合グラウンド使用料条例の廃止）

2 広島県総合グラウンド使用料条例（昭和二十三年広島県条例第三十四号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の広島県総合グラウンド設置及び管理条例



(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定により利用許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。